

釧路短期大学生涯学習奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、釧路短期大学(以下「本学という)の社会人入学者の生涯学習奨励金(以下「奨励金」という)に関し必要事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 奨励金の給付対象となる社会人とは、釧路短期大学社会人入学細則第3条に定められた者で、社会人入学試験制度によって入学した者をいう。

(給付の額)

第3条 奨励金の額については別に定める。

(給付の方法)

第4条 奨励金の給付方法については別に定める。

(給付の期間)

第5条 奨励金の給付期間は最長2年間分とする。

(給付の廃止)

第6条 前条の規定にかかわらず、奨励金給付対象者が、給付期間中に著しい品行不良、怠学等の相当の理由が生じた場合、本学学則第56条による懲戒等相当の理由が生じた場合には、学長は、教授会の議を経て奨励金給付を廃止することができる。

(その他)

第7条 その他この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て学長が定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行し、平成14年度から適用する。

この改訂は、平成17年4月1日から施行する。

この改正は、平成20年4月1日から施行する。